○国土交通省告示第九百一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年六月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2327	一酸化炭素等発散防止装置　マクサス　DBA―2GRFE10	マクサス　DBA―GGL10W、マクサス　DBA―GGL15W、マクサス　DBA―GGL16W	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2326	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA―BLPE―DBA1	マツダ　DBA―BLFFP、マツダ　DBA―BLFFW	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第九百三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒GS―1013	一酸化炭素等発散防止装置　日野　J08E―UV	吸入負圧：3.9kPa　排気圧力：22.0kPa	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊒GS―1014	一酸化炭素等発散防止装置　日野　P11C―VC	吸入負圧：4.3kPa　排気圧力：25.0kPa	〃

○国土交通省告示第九百四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒HCR―671	前照灯　STANLEY　P9770	スタンレー電気株式会社　東京都目黒区中目黒２―９―13

○国土交通省告示第九百五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2328	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DAA―2AR―FXE	トヨタ　DAA―AVV50	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2332	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H22―IDC―4JJ13	いすゞ　SKG―NHR85＊＊＊、いすゞ　SKG―NHS85＊＊＊、ミツビシ　SKG―AHR85＊＊＊、ミツビシ　SKG―AHS85＊＊＊、マツダ　SKG―LHR85＊＊＊、マツダ　SKG―LHS85＊＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第九百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2331	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　DBAKF―DET2―1	ダイハツ　DBA―LA100S、ダイハツ　DBA―LA110S、スバル　DBA―LA100F、スバル　DBA―LA110F	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第九百八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒GS―1015	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　4JJ1XDMA	吸入負圧：2.5kPa　排気圧力22.0kPa、吸入負圧：2.5kPa　排気圧力19.0kPa	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第九百九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年七月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年九月八日　　国土交通大臣　前田　武志